

電気通信事業会計規則の一部改正について

1 改正の経緯

- ◆ 企業会計基準委員会（ASBJ）が、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等を公表したことを受け、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表等規則」という。）等について一部改正が行われた（令和7年3月）。
- ◆ また、ASBJが令和6年9月13日までに公表した会計基準を、連結財務諸表等規則（第1条第3項）及び財務諸表等規則（第1条第3項）に規定する「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とするため、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件等の一部改正が行われた（令和7年3月）。
- ◆ 今般の改正は、上記を踏まえ、電気通信事業会計規則についても所要の規定を整備するために、一部改正を行うもの。

2 改正の概要

- ◆ すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上する。
- ◆ リースに関する注記について、リース特有の取引に関する情報及び当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報を追記するとともに、借手については会計方針に関する情報も追記する。
- ◆ 「法人税、住民税及び事業税」に特別法人事業税が含まれること及び貸借対照表の「未払法人税等」に特別法人事業税の未払額が含まれることを明確化する。
- ◆ 新リース会計基準に係る規定の適用時期は、令和9年4月以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からとする。ただし、令和7年4月以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができるとする。